

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、会社は社会の構成員であるとの認識に立ち、経営の透明性を確保し、株主・取引先・社員・地域社会等あらゆるステークホルダーとの信頼関係を一層強化しつつ、企業価値の向上と持続的かつ健全な成長を成し遂げ、法人営業の改革を通じて社会に貢献することがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると考えております。これらの課題に対応していくためにも、現在のコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させていくことが当社にとって望ましいと認識しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称             | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|--------------------|-----------|-------|
| 吉田融正               | 1,199,400 | 31.82 |
| 光通信株式会社            | 266,300   | 7.06  |
| ブリッジインターナショナル株式会社  | 173,751   | 4.61  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 152,600   | 4.04  |
| 荒川 恵介              | 90,600    | 2.40  |
| 株式会社愛媛銀行           | 67,500    | 1.79  |
| ブリッジグループ従業員持株会     | 54,200    | 1.43  |
| 曾我 健               | 54,000    | 1.43  |
| 塩澤 正枝              | 47,200    | 1.25  |
| 大平 善彦              | 44,000    | 1.16  |

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

### 補足説明

上記の大株主の状況は、2024年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

12 月

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 業種                  | サービス業         |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満       |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満         |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 7 名    |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 5 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 1 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名    |

会社との関係(1)

| 氏名   | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 岡村 典 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

## 会社との関係(2)

| 氏名   | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|----------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岡村 典 | ○        | ——           | <p>岡村典氏は、企業経営と広報分野での豊富な経験や、高い知見を有しており、2017年の当社社外取締役就任時より、取締役会において主に経営の意思決定に助言・提言を行い、重要事項の意思決定に尽力してきました。今後も継続的なコーポレート・ガバナンスの強化、当社グループの価値向上のために、独立社外取締役として、取締役会等の意思決定に対し、独立した第三者的な視点から経営への監督・助言・提言を期待し、社外取締役に選任いたしました。</p> <p>なお、同氏が顧問を務める「株式会社テン・コミュニケーションズ」は過去2014年3月より2017年3月まで当社のマーケティング業務の委託先となっておりましたが、同社にとって経済的依存度が生じるほどの多額ではなく、多額の金銭その他の財産には該当しないと判断しております。</p> <p>現在は、当社との間に特別な関係はなく、また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。</p> |

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

## 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 4 名    |
| 監査役の数      | 3 名    |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は随時情報交換、意見交換を行うほか、定期的に三者による三様監査を行うなどの連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況            | 選任している |
| 社外監査役の数               | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 2 名    |

## 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 和田 隆志 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 高橋 知洋 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目  
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 和田 隆志 | ○    | _____        | 和田隆志氏は、公認会計士として財務および会計に関する高度な知見を有しており、その知識経験に基づき、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制に関する助言を期待し、社外監査役に選任いたしました。<br>また、当社との間に特別な関係はなく、また東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。                                                                                                                                                                         |
| 高橋 知洋 | ○    | _____        | 高橋知洋氏は、弁護士として豊富な知識及び経験を有しており、その知識経験に基づき、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制に関する助言を期待し、社外監査役に選任いたしました。<br>なお、同氏が在籍する「AZX総合法律事務所」は当社顧問弁護士事務所ですが、当社が同事務所に支払っている顧問料は、同事務所にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、多額の金銭その他の財産には該当しないと判断しております。同氏は同事務所において当社の担当として関与したことはなく、同事務所において情報の遮断が行われておりますので、今後も同氏が当社案件に関与することはありません。また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。 |

【独立役員関係】

|         |     |
|---------|-----|
| 独立役員の人数 | 3 名 |
|---------|-----|

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を満たす社外取締役及び社外監査役については、すべて独立役員としております。

【インセンティブ関係】

## 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上、業績向上に対する貢献意欲の向上のため、ストックオプション制度を導入しております。  
なお、2023年1月31日をもって権利行使期間が満了しており、現在発行している新株予約権はありません。

## ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員

### 該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上、業績向上に対する貢献意欲の向上のため、ストックオプション制度を導入しております。  
なお、2023年1月31日をもって権利行使期間が満了しており、現在発行している新株予約権はありません。

## 【取締役報酬関係】

## (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円を超えるものが存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 1.取締役の報酬限度額について

2006年11月17日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決まっております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役0名)です。

#### 2.取締役の報酬額又はその算定方法の決定に関する方針について

「株主総会で承認された限度額の範囲内で役位や職責に応じた額を支給する」旨を、定款で方針を定めており、取締役会がその決定権限を有しております。取締役会は、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬とその支給割合について、報酬案を社外取締役と共有し、その意見・助言を踏まえ、役員報酬を決定することを代表取締役社長に一任しています。

#### 3.取締役の業績連動報酬について

取締役の業績連動報酬に係る業績連動指標は、対象年度の企業活動の最終的な成果を表すものとして重要であり、業績連動報酬の原資を算出する際の指標として最適であることを理由に、対象連結会計年度の当期純利益の金額を選択しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専任スタッフの配置は行っておりませんが、経営企画本部が取締役会開催の連絡、議案の事前説明等、必要に応じて行っております。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

#### (1)取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成しており、毎月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する事項を決議し、取締役の業務施行状況を監視しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。事務局を経営企画本部が担当し、会議の運営や議事録作成を行っております。

#### (2)経営会議

当社の経営会議は、代表取締役を議長とし、会社の重要な運営方針、業務方針ならびに重要な業務執行に関する事項を協議し、代表取締役社長の業務執行を補佐するために設けた機関であり、取締役3名、執行役員7名、常勤監査役1名の11名で構成しております。毎月1回の定例経営会議の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時の経営会議を都度開催しております。

#### (3)監査役会・監査役

当社は、監査役会を設置しており、監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名(社外監査役)で構成しております。毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

#### (4)内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長から任命された内部監査担当者が自己に属する部門を除く当社全体をカバーするように業務監査を行っております。内部監査担当者は内部監査規程及び代表取締役から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務活動に関し、社内規則やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に業務が行われているか監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に直接報告されるとともに、各被監査部門に通知され、後日改善状況の確認が行われております。

#### (5)会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。定期的な監査の他、会計上の課題について、随時協議を行い、適切な会計処理が行われております。

### 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定しています。また社外取締役を選任することにより、業務執行の適正性を強化しております。

また、強い法的権限を有する監査役会が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。社外監査役を2名選任しており、監査体制を強化し、経営監視体制を構築しております。

また内部監査部門を設置し、適時に連携をとることにより企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

### 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                                   |
|-----------------|----------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります           |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会の開催日については、集中日を回避した設定を行うよう留意してまいります |
| 電磁的方法による議決権の行使  | 第22期定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を採用しました      |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 招集通知(要約)の英文での提供については、今後検討すべき事項と考えております |

#### 2.IRに関する活動状況

|                   | 補足説明                                                                                                                           | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人投資家向けに、定期的に動画配信による説明会を実施しております。また、ログミー株式会社が提供する、投資家向け決算説明会資料の公開サイトであるLogmi Financeページに弊社の決算説明資料、及び説明会の書き起こし記事を掲載することとしております。 | あり            |

|                         |                                                                                                                    |    |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家向けに、定期的に動画配信による説明会を実施しております。                                                                            | あり |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社コーポレートサイト内に独立したIRページを設け、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会資料等を掲載してまいります                                             |    |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 経営企画本部をIR担当部署とし、IR活動にあたっては、常に誠意をもった対応を心掛け、当社の事業戦略や財務状況等、投資家の皆様が当社を理解して頂くうえで必要又は有用と判断される情報については、適時正確に開示するよう努めてまいります |    |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は「企業行動規範」を定め、お客様・当社の役員・従業員・取引先・株主・債権者の皆様等のステークホルダーの立場を尊重するために必要な行動指針を規定しております。                                                                                                             |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 適時開示への適切な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。投資家の皆様やステークホルダーが当社の企業活動の内容を適時・的確に把握するために、迅速かつ正確な情報開示を行い、経営の透明性を確保していく方針であります。また適時開示にあたり、金融商品取引法、その他の法令及び「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」を遵守してまいります。 |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するため「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めております。当方針で定めた内容を具現化するために「職務権限規程」等、統制に関連する規定を定期的に見直すとともに、内部監査担当や監査役を中心として、内部統制システムの確立を図っております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社及び子会社(以下「当社グループ」)の全役職員を対象とした行動規範としてコンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。

リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。

社内通報等取扱規程に基づき、法令諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。

市民社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程における第2条の基本方針に基づいて、当社グループのリスクの低減及び発生 of 未然防止に努める。

リスク管理規程に基づき、委員会、部署にてリスクを種類ごとに管理するリスク管理体制の構築及び推進を図る。

各部署のリスク管理責任者は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として毎月1回以上の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、権限、責任及び執行手続の詳細について定める。

取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を1年としている。また、執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の役割を分離し、それぞれの機能強化を図る。

- 5) 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定め、各子会社における内部統制の実効性を図る。
- 経営理念に基づき、グループ運営の方針を尊重しつつ、自律的な内部統制システムを整備し、各社の独立性を確保する。
- グループ内取引については、法令に従い、適切であり、かつ、第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
- 内部監査を行っている部門が、子会社の運営状況等を監視し、取締役及び監査役会に報告する。
- グループ各社は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- 職務執行に関する権限及び責任については、グループ各社が業務分掌規程、職務権限規程その他諸規程において明文化し、それぞれの業務を効率的に遂行する。
- 6) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査役会に報告するための体制  
監査役は、取締役会及び経営会議のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。また、代表取締役との定期的な意見交換を開催し、意思の疎通を図り、適切な報告体制を確保するものとする。
- 社内通報規程に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役会への適切な報告体制を確保するものとする。
- 7) 当社の監査役会へ報告したものが当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役への報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- 8) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けたものは、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがある時、役職員による違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、監査役に報告する。また、前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- 監査役より職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求がなされた時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 9) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項  
監査役の業務補助に専任のスタッフを配置できる。
- 専任のスタッフは、取締役からの指揮命令を受けない。
- 専任のスタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びその特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力と関わりはないと認識しております。  
当社ではコンプライアンス体制の強化を図るべく、基本方針として「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」と定めております。  
当社における具体的な取り組み内容は、各規程を整備し、反社会的勢力との取引の未然防止を図っております。  
反社会的勢力から接触があった場合は、当社においては経営企画本部がその対応にあたることになっており、必要とあれば、早期に顧問弁護士や警察等に相談し、適切な措置を講ずる体制となっております。

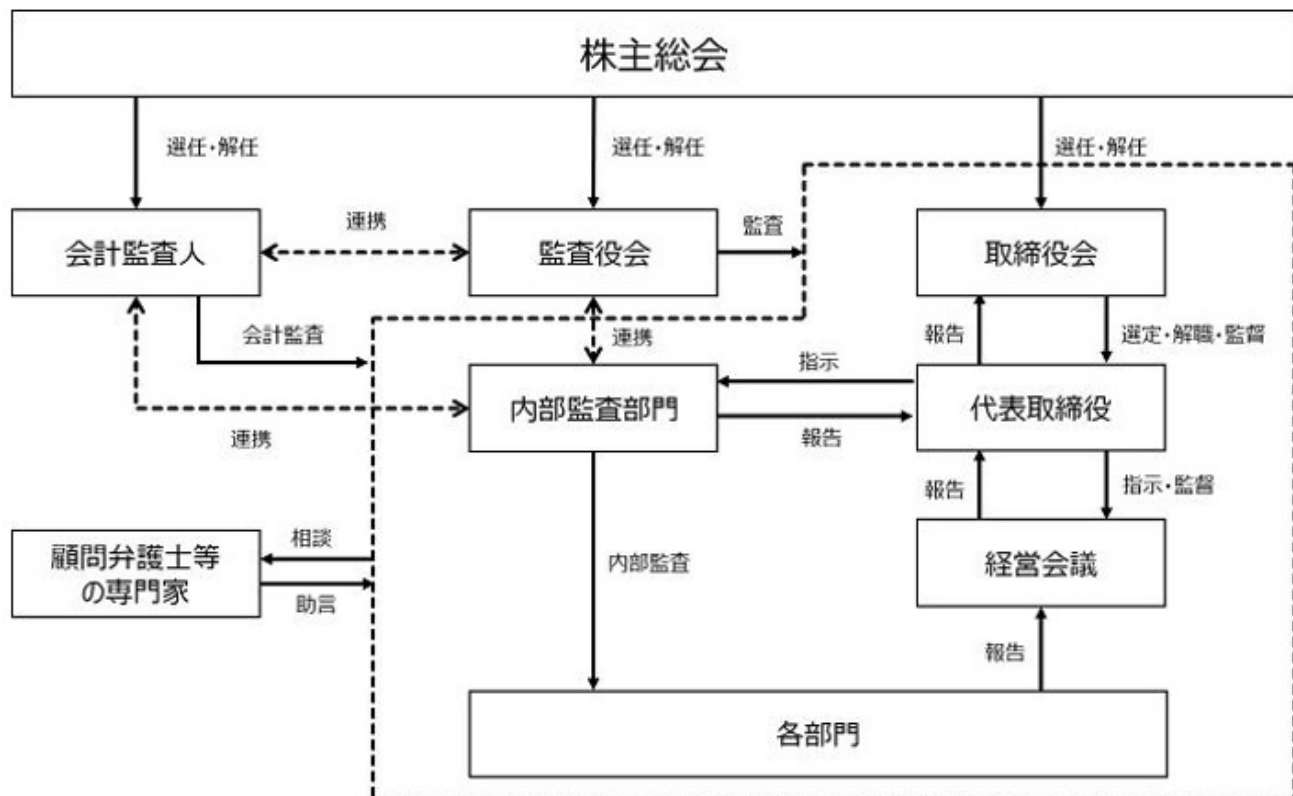
## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

|             |    |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



### 【適時開示体制の概要(模式図)】

